

筑波大学大学院への入学、おめでとうございます。

大学院生には、以下に紹介するような種々の経済的援助があります。

有効に活用して充実した大学院生活をお送りください。

1. 授業料免除

博士前期(修士)課程では16名の方が授業料の全額、約500名の方が半額を免除されました。博士後期課程では9名の方が授業料の全額、約400名の方が半額を免除されました。(2007年度実績)

※免除の許可率(申請者に対する免除者の割合)

博士前期課程・・・約76% 博士後期課程・・・約85%

申請についての詳しい情報

⇒本学HP (<http://www.tsukuba.ac.jp/>) ⇒教育・学生生活⇒奨学制度・修学支援⇒入学料免除・授業料の免除

2. 奨学金

2-1. 日本学生支援機構奨学金

博士前期(修士)課程では1,651名(第一種1,154、第二種497)の方が、博士後期課程では682名(第一種590、第二種92)の方が日本学生支援機構の奨学金を受けています。(2006年度実績)

※奨学金返還免除制度 ◇第一種奨学金貸与終了者のうち1割が全額免除、2割が半額免除の対象

博士前期課程・・・全額免除55名(貸与終了者の約1割) 半額免除110名(貸与終了者の約2割)

博士後期課程・・・全額免除13名(貸与終了者の約1割) 半額免除28名(貸与終了者の約2割)

申請についての詳しい情報

●日本人学生向け⇒本学HP⇒教育・学生生活⇒奨学制度・修学支援⇒日本学生支援機構の奨学金

●留学生向け ⇒本学HP⇒入試情報⇒留学生受入案内⇒筑波大学留学生センター

※日本学生支援機構のHP (<http://www.jasso.go.jp/>) も併せて御覧ください。

2-2. その他の奨学金

申請についての詳しい情報

⇒本学HP⇒教育・学生生活⇒奨学制度・修学支援⇒地方公共団体及び民間奨学団体

※研究科や専攻へ、直接、推薦依頼のある奨学金制度があります。定期的に支援室の掲示板等をご確認ください。

授業料免除・奨学金についての詳細は、対応支援室の学生支援・教務又は

学生生活課(経済支援)、留学生センターまでお問い合わせください。

3. 入学料免除(参考) ※2008年度入学料の免除申請の申込は入学手続きと同時に終了しています。

博士前期(修士)課程で128名、博士後期課程で39名の方の入学料半額が免除されました。

(2007年度実績)

申請についての詳しい情報

⇒本学HP⇒教育・学生生活⇒奨学制度・修学支援⇒入学料免除・授業料の免除

4. 日本学術振興会特別研究員 (DC)

博士後期課程の学生は日本学術振興会特別研究員 (DC) に採用されると、研究費の他に、月額 200,000 円 (2007 年度) の研究奨励金が受けられます。筑波大学では 48 名が採用されました。(2007 年度実績)

※日本学術振興会のHP (<http://www.jspss.go.jp/>) を御覧ください。

5. ティーチング・アシスタント制度 (TA)

大学院生はティーチング・アシスタント (TA) として、授業の補助業務を行うことができます。

博士前期 (修士) 課程では 1,321 名の方が TA に採用され、平均年額 64,000 円の収入を得ました。また、博士後期課程では 632 名の方が TA に採用され、平均年額 78,000 円の収入を得ました。(2006 年度実績)

詳細は、指導教員、あるいは各研究科の支援室教務担当に問い合わせてください。

6. リサーチ・アシスタント制度 (RA)

博士後期課程の学生はリサーチ・アシスタントとして研究の補助業務を行うことができます。

計 292 名が RA に採用され、平均年額 335,000 円の収入を得ました。(2006 年度実績)

※RA に関しては、研究科による募集が比較的少なく、専攻や教員個々が学外から獲得した研究費による採用が大半を占めています。

詳細は、指導教員、あるいは各研究科の支援室研究支援担当に問い合わせてください。

7. 貸し付け制度

本学の大学院生に関連する主な貸し付け制度には、次のようなものがあります。

7-1. 学生生活支援資金

本学の学生で、不慮の事故、送金の遅延、病気などで急な出費を必要とする場合は、救急のつなぎ資金の貸出しを行っています。貸付限度額は 1 人 30,000 円 (無利子)、貸付け期限は原則として 1 か月です。

詳細は、学生生活課 (経済支援) に問い合わせてください。

7-2. 紫峰会緊急貸付金

紫峰会 (筑波大学学生後援会) では、事故、災害等で生活資金に不足を生じた場合に資金の貸付を行っています。限度額は 1 人 250,000 円 (無利子) までで、1 年以内に返還します。ただし、連帯保証人が必要です。

詳細は、紫峰会に問い合わせてください。

7-3. 留学生後援会一時金貸出事業

筑波大学留学生後援会では、本学の外国人留学生で特別な事情により当面の生活費を必要とする者、病気、けが等により入院し、緊急に入院費を必要とする者など支援希望者に対し、審査の上、一時金の貸出しを行っています。貸出限度額は原則として 1 人 50,000 円 (無利子) までで、貸出月の翌月から 3 か月以内に返済することになっています。

詳細は、留学生センター事務室内外国人留学生後援会事務局へ問い合わせてください。

経済的援助について申請をする際は、審査の結果必ずしもご希望に添えない場合があることをご了解願います